

広島県告示第六百一十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十六条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる町及び字の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。

平成十九年五月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		面 積	下 欄
位 置	位		
呉市阿賀南七丁目七五〇三の三に接する道路に接する県道から阿賀町字灘七六六〇の四に接する県道、同字ニッ懸二五一八の四に接する県道を経て同字ニッ懸二五一八の五に至る地先		四一三、四九三・五 六平方メートル	呉市阿賀南七丁目
呉市下蒲刈町下島字丸谷三二四八の五に接する無番地及び同字丸谷二二〇の二〇の地先		三、九七六・六八平 方メートル	呉市下蒲刈町下島字丸谷